

スーパーシティ区域の指定に関する公募について

参考資料 1



- 公募趣旨：国家戦略特区法、基本方針等に基づき、スーパーシティ型国家戦略特区を指定するため、地方公共団体に対し、特区として指定すべき区域、実施する先端的服务、規制改革等に関し、幅広く提案を受け付ける。
- 応募主体：地方公共団体
- 指定基準：国家戦略特別区域基本方針（閣議決定）のスーパーシティ型国家戦略特区の指定基準のとおり（以下参照）

- ①複数分野の先端的服务の提供（概ね5分野以上を目安）
- ②広範かつ大胆な規制・制度改革の提案と、先端的服务等の事業の実現に向けた地方公共団体、民間事業者等の強いコミットメント
- ③構想全体を企画する者である「アーキテクト」の存在
- ④地方公共団体の公募による必要な能力を有する主要な事業者候補の選定
- ⑤地方公共団体による区域指定応募前の住民等の意向の把握
- ⑥データ連携基盤の互換性確保及び安全管理基準適合性
- ⑦住民等の個人情報の適切な取扱い

○応募方法：上記①～⑦に関する事項等について、様式に従い資料を作成し、内閣府に提出。

○提出期限：令和3年3月26日（金）

○今後の予定：令和3年4月以降 専門調査会（区域指定の原案の検討）

国家戦略特区諮問会議（区域指定の案の意見具申）

政令閣議決定（区域指定）